

これから笑顔あふれる集いの場に
おしゃべりカフェ来場2万人&開店5周年記念イベント開催



いつにもまして大忙し！でも楽しさは倍増♪

地域のボランティアが開いている集いの場「おしゃべりカフェ」で、6月28日、あるイベントが開かれました。
それは、開店2周年と来場2万人達成を記念して、先着50人に、コーヒーと手作りケーキ、紅白もちを無料でサービスしようというもの。カフェのある町公民館には、午前10時の開店前から多くの人の姿がみられ、スタッフの「開店しまーす」の声があがると、さっそくコーヒー片手におしゃべりを楽しんでいました。
地域の人に元気になってもらいたいと始まったおしゃべりカフェ



ここはいつもおいしいコーヒーを入れるスタッフと笑顔であふれています

も5周年。開店日には、毎回訪れる常連客らでにぎわいます。多くのボランティアスタッフが、そして地域住民に支えられ、今日もカフェには香ばしいコーヒーの香りと笑い声が響いています。
おしゃべりカフェは、毎週火・木曜日の午前10時から午後3時まで、町公民館で開いています。あなたもコーヒーとおしゃべりを楽しみに来てみてはいかがでしょう。

無数のホタルが乱舞。幻想的な光に魅せられる
ホタル観察会とナイトウォーク



見る人を魅了する幻想的な光景が広がる

豊かな自然とふるさとへの愛を育んでもらおうと、6月15日、町公民館主催のホタル観察会とナイトウォークが開かれました。
日野川沿いの河川敷には、ピーク時には多い所で数千匹のホタルが幻想的な世界をつくり出します。同イベントには、大人から子どもまで約40人が参加。山村開発センターから河川敷までを歩き、ホタルの観察を行いました。
当日は、数百匹のホタルがお出迎え。参加者はその幻想的な光に感嘆の声を上げていました。

極上の原木シイタケを多くの人に

第51回全農乾シイタケ品評会で上谷さんが林野庁長官賞



受賞を喜ぶ上谷さん（右）と埜田町長

全国の乾シイタケ生産者の技術の研さんと生産意欲の高揚のため、第51回全農乾シイタケ品評会が、6月14日、埼玉県で開かれ、上谷さん（久住）が、中葉中肉の部で林野庁長官賞を受賞しました。
また、5月27日に開かれた第60回鳥取県シイタケ品評会では、大葉中肉と中葉中肉の2部門で、最優秀賞となる鳥取県知事賞を受賞。6月29日には役場へ報告に訪れ、受賞の喜びとさらなる活躍を誓っていました。



人形のコミカルな動きから目が離せない!?

子どもたちの豊かな感性を育てたいと、町内で活動する「親子でアートを楽しむ会おひさま」主催で、6月15日、人形劇団クラルテによる「おひさま劇場」が開かれました。

おひさま劇場は、朝と夜の2回公演され、朝の部はひのつこ保育所で、夜の部は町文化センターでそれぞれ開かれ、「森のちいこまちゃん」など4作品が上演されました。

どれも親子で楽しめる作品ばかり。子どもたちは歓声を上げたり、笑顔をみせたりと、人形劇の世界に夢中の様子でした。

人形劇団クラルテの「おひさま劇場」

親子でドキドキ、ワクワク



小黒さん（前列左）と完成を喜ぶ参加者

6月23日、木のおもちゃづくりワークショップとして、組み木デザインナーの小黒三郎さんを講師に迎え、「どうぶつ親子」の組み木を作りました。

はじめに、小黒さんから組み木の魅力や作り方を聞き、小黒さんや木のおもちゃづくりスタッフの指導を受けながら、組み木を作り上げていきました。

組み木のカットや色塗りを子どもたちの表情は真剣そのものでしたが、完成すると笑顔をみせていました。

小黒三郎さんと木のおもちゃづくり

作る楽しみ、できた喜び

後期高齢者医療保険・国民健康保険の被保険者で70歳以上の人の高額療養費制度が改正されます。

平成30年8月制度改正

医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を越えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上の人の限度額が平成30年8月から改正されます。【問合せ先】役場健康福祉課（電話 72-0334）

<平成30年7月まで>

所得区分	外来+入院	
	外来(個人単位)	(世帯単位)
現役並み所得者 ^{※1}	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般 ^{※2}	14,000円	57,600円
低所得者Ⅱ ^{※3}	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ^{※4}	8,000円	15,000円

<平成30年8月から>

所得区分	外来+入院	
	外来(個人単位)	(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 ^{※6} + (医療費 - 842,000円) × 1%
	課税所得 380万円以上	167,400円 ^{※7} + (医療費 - 558,000円) × 1%
	課税所得 145万円以上	80,100円 ^{※8} + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般 (課税所得 145万円未満)	18,000円 ^{※5}	57,600円 ^{※9}
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 住民税課税所得 145万円以上の人などで、医療費の自己負担割合が3割の人
 ※2 住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の人
 ※3 住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の人
 ※4 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人
 ※5 年間(8月~翌年7月)の限度額は144,000円(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額)
 ※6 過去12カ月以内に限度額を越えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は140,100円
 ※7 過去12カ月以内に限度額を越えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は93,000円
 ※8 過去12カ月以内に限度額を越えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は44,400円
 ※9 過去12カ月以内に「外来+入院」の限度額を越えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)、4回目以降は44,400円

▼「外来」の限度額を適用後に、「外来+入院」の限度額を適用します。